

大和市告示第10号

大和市小規模貯水槽水道検査機関の指定に関する事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年1月22日

大和市長 古谷田 力

大和市小規模貯水槽水道検査機関の指定に関する事務取扱要綱の一部を改正する要綱  
大和市小規模貯水槽水道検査機関の指定に関する事務取扱要綱（平成25年大和市告示第37号）の一部を次のように改正する。

第2条中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第5条第1項中「を申請者に交付し」を「により」に改め、「より」の次に「当該」を加える。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定は、公表の日から施行する。